

明治前期の東京師範学校の研究

— 全 般 的 素 描 —

小 林 洋 文

1 教育課程の変化の特質と教師像

明治前期の東京師範学校における教育課程の変化について、筆者は、別の機会に何度か考察してきた⁽¹⁾。ここでは、その変化の過程にみられるいくつかの特徴点を整理しつつ、東京師範学校においてこの時期に追求された教師の教養の性格、すなわち教師像を探究してみたいと思う。

明治5(1872)年から16(1883)年までの東京師範学校における教育課程(当時の用語では「教則」)の変化の特質は、次のように要約できる。

(1)「学制」(明治5年)による公教育制度の出発にともない、従来の伝統的な教師像は全面的に否定され⁽²⁾、小学校教師を養成するための学校として師範学校(東京)が創設され、新しい教師像の追究が開始された。寺子屋などにおける個別教授法にかわって、1人の教師が学級の全生徒に対して同一の教育内容を同時に教える「一斉教授法」がアメリカから導入されたことに伴い、この教授法に基づく新しい授業法を習得することが不可欠な要件として、まず最初に教師に要請されたのである。このような事情を反映して、師範学校の授業内容は、創立当初は専ら授業法の伝習のみがおこなわれていた。明治5年9月から6年6月まで施行された最初の教則が、ただ伝習の方法を指示しているにすぎないのは、このためである。

(2) 専ら授業法のみが伝習された背景には、上に述べた理由とともに、小学教師に関する知識は師範学校入学前の既得の学力で十分であるとみなす師範学校当事者の判断があった⁽³⁾。しかし、当時の生徒は漢文学においては非常に学力があったが、その他の学科、殊に自然科学・数学・地理等の西洋近代科学に関してはほとんどその素養を欠いていたため、「実地教員タルノ日必ス学力ノ乏ヲ告クヘキヲ慮リ」、6年6月余科教則を設けて、授業法を学んで更に余力のある者に「普通学」を教授することになった。授業法の伝習に止まらず、教師の学力を問題とし、それへの注目がなされるようになった点で、こ

れは重要な意義をもつものである。しかし、実際にはまだ授業法の伝習が中心であった。

ちょうどこの頃、師範学校は、下に示すような「小学教師心得」を作成している。そこには、当時の師範学校がどのような教師像を追求していたかが鮮明に描き出されていて、興味深い。

小学教師心得⁽⁴⁾

第1条

凡教師タル者ハ学文算筆ヲ教フルノミニ非ズ。父兄ノ教訓ヲ助ケテ飲食起居ニ至ル迄心ヲ用キテ教導スベシ。故ニ生徒ノ中学術進歩セズ或ハ平日不行状ノ徒アラバ教師タル者ノ越度タル可シ。

第2条

教師ハ生徒ヲ誘導シテ信從セシメ親切篤実ニ訓誡シテ懶惰ノ風ヲ生ゼシム可ラス。

第3条

幼稚ノ時ハ総テ教師ノ言行ヲ見聞シテ何事モ善キヲ心得ル者ナレバ、授業時間ノ外タリモ不善ノ行状ヲ示ス可ラス、妄語ス可ラス、生徒ヲシテ悪キ友ト交ルヲ禁シ自身モ亦悪キ人ト交ル可ラス。

第4条

教師生徒ノ教導ニ於テハ勉勵スト雖モ其身ニ於テ聊カモ不善不正ノ言行アル時ハ生徒モ亦之ニ習フベシ。故ニ生徒ヲシテ正実ナラシメンコトヲ欲セバ自ラ欺クヲ勿レ、生徒ヲシテ賢オナラシメンコトヲ欲セバ自ラ怠ルヲ勿レ。自ラ欺キ自ラ怠ル時ハ生徒モ亦之ニ習ヒテ正実賢オノ者ト為ルヲ無ル可シ。

第5条

教師ノ訓誡ハ生徒必ス敬ミテ従ハザル可ラス。故ニ教師ノ心正シカラズ其行ヒ浮薄ニシテ世人ノ侮慢ヲ受ル時ハ生徒モ亦其教師ヲ信ゼズシテ訓誡ニ従ハザル而已ナラズ反テ我悪風ニ濡染スルニ至ル可シ。

第6条

教師一人ニ生徒凡五十人ヲ受テツ可シ。

但最初廿五人ヲ受テテ六月ノ後又廿五人ヲ受テツ可シ。

第7条

教則ニ揭示スル諸課ハ必ズ順序ヲ逐テ同一ニ習熟セシメ務メテ甲乙無キ様ニ訓導シ同時ニ同級ヲ卒ヘシム可シ。

但非常ノ穎才アリテ特に進歩スル者ト魯鈍ナル者トハ此例ニ非ズ。

第8条

生徒運動場ニ於テ躰操ヲ為ス時ハ必ズ之ヲ監守シテ粗暴ノ挙動ヲ制シ生徒ノ怪我無キ様注意ス可シ。

第9条

生徒ヲシテ食ニ就ク時刻ヲ誤ランメズ順次ニ食卓ニ就カシメ飲食ノ仕方ヲ教ヘ且敷シク談話ヲ禁シ食終ル時モ初ノ如ク順次ニ立タシム可シ。

第10条

授業ノ時刻至レハ一同遅速無キ様教場ニ至ランメ順序ニ席ニ就カシム可シ。

第11条

授業中ハ教場ニ人ノ出入スルヲ禁ス可シ。但別段教場ヲ観ノヲ乞フ者ハ稽古ノ妨ケナキ様之ヲ許ス可シ。

第12条

生徒ヲシテ退校セシム可キ箇条左ノ如シ。

- 第1 盗竊ノ心アル者。
- 第2 懶惰乱暴ニシテ度々訓誡ヲ加フレ共改メザル者。
- 第3 偽計妄語ヲ為シ度々訓誡ヲ加フレ共改メザル者。
- 第4 1級卒業ノ試験ニ落第三度ニ及ブ者。

第13条

幼童ハ物ニ倦ミ易ケレバ生徒ノ心ヲ励マン稽古ノ進歩スルヲ楽ミト為ス様ニ誘導ス可シ。

第14条

校内ニ操盤ヲ設ケ不潔ノ生徒アラバ指揮シテ洗嗽セシム可シ。

第1 大学区
東京

明治6年第5月 師範学校

(3) 学問・文化のめざましい発展に伴い、教師の学力の内実をめぐる模索と追究が、明治7 (1874) 年、本格的に開始された。「我邦学事ノ隆興ハ未タ普ク蔚然ノ美ヲ呈セスト雖其進歩ノ速ナル意外ニ著ク從テ学力ノ養成ニ備フヘキ学問モ皆本科ノ余業ニ放置シ難キ而已ナラス寧ロ専ラカテ此ニ用キサルヲ得サル景況ニ至レリ⁽⁵⁾」というのである。それ故、7年4月、従来の余科に代えて日常専攻の予科を設け、専ら「普通学」を教授し、その後本科すなわち授業法を教授することとした。予科(「普通学」を教授)と本科(授業法を教授)の時間の配分は7:3⁽⁶⁾とされ、「普通学」の教授に力点が移った。

(4) 以後、7年11月・8年3月・8年9月・10年7月にそれぞれ教則を改正したが、改正のねらいは「普通学」の範囲の拡大と内容のレベル・アップにあった。「普通学」の学科目は、「学制」第29章に「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ云々」として示されている下等・上等中学校教科にはほぼ対応している。「普通学」の内容とその程度は中学校のそれと同一・同等のレベルのものが考えられていたと言える。

(5) 「普通学」の拡充に伴い、教則における授業法の扱いにも、当然のことながら変化が生じた。7年4月、それまで師範学科の本体であった授業法は、1学期内の1学科として扱われるにすぎなくなった。さらに7年11月・8年3月の改正により大幅に縮小された。

しかしながら、8年9月の改正以降は、最後の学期のすべての時間を実地授業にあてる型(パターン)が定着した。

(6) 8年3月から7月までに施行された予科の予備たる予科の教則の制定は、わずか1学期足らずで廃止されたとはいえ、生徒の学力のいっそうの増進をはかる1つの試みであった。

(7) 学問・文化の発展に対応して、10年7月、用書(教科書)を更新するとともに修業年限を半年延長して2年半とし、11年7月さらに半年延長して3年とした。

修業年限の延長は、教育内容の発展・整備を示す1つのバロメーターである。そこで、その変化を跡づけておこう。師範学校創立の際には修業年限は定められておらず、授業の方法に概ね習熟したと認められた者には卒業証書を授与して各府県へ派遣していた。6年6月、余科教則を制定した際に修業年限を2年間と定めた。以後10年6月まで、教則は度々改正されたが、4学期2年間の修業年限は変わらなかった。10年7月、先に述べたように2年半とし、11年7月3年間となった。12年2月の大改革においても小学師範学科の修業年限はそのまま3年であったが、16年8月の教則改正で一挙に1年間延長して4年となった。

(8) アメリカのノーマル・スクールから帰国した伊沢修二、高嶺秀夫の指導によって明治12 (1879) 年2月に改正された教則は、それまで自律的に発展してきた東京師範学校における実践の成果を土台として、その上に新しい教員養成教育の理論を加えて編成したものであり、明治前期の東京師範学校において最も教職の自律性(オートノミー)・専門性への志向が強くあらわれているものである。この12年2月改正教則の特徴を4点にまとめると以下のようである。

第1に、従来、東京師範学校の目的は、小・中学校の授業法を教授することを本旨とし、その予備として「普

通学」を教授することにあつたが⁽⁷⁾、今回、目的を「本校ハ専ラ普通学科(小学・中学)ノ教員タルヘキ人ヲ養成スル所ナリ」と改正することによって、授業法の教授を主目的、「普通学」の教授は二次的目的といった区別をやめ、「普通学」の意義づけを強化したことである。このことにより、「普通学」を単なる予備階梯としてだけ位置づけるのではなく、「普通学」の学問内容を十分に学ぶこと自体にそれまで以上の意義を与えたのである。

第2に、ベスタロッチ主義の実物教授に基づく〈開発主義〉教授法を、東京師範学校における教授法として導入したことである。そのことを示す一例として、例えば教則に「文学ニ属スル諸書ヲ除クノ外総テ書籍ハ参考ノ為メ之ヲ授附スルモノトス。故ニ必ス之ヲ読了スルヲ要セス。是レ其本旨専ラ実学智識ヲ求ルヲ主トスルニヨルナリ⁽⁸⁾」と明示してあることをあげることができる。これとほとんど同一の文章内容が、伊沢の留学したブリッジウォーター・ノーマルスクールのカリキュラムにみられるのである。ここに、両者のカリキュラムの構成原理に強い関連のあることをみとめることができる。

第3に、教授法の教授を、各学科の教授内容と分離しないで、教授法を教授内容との関連において教授するようにカリキュラムを編成していることである。「課程一覧表」を見れば明らかのように、本科下級の各学科には「教授術研習」の時間が置かれている。ここに、教授法を教授内容と統一的に生徒に把握させようとするねらいがみられ、従来の、形式の伝達を主とする授業とは質的に異なるそれが想定されていると言えよう。

第4に、予科において「普通学」を教授した後、本科において心理学・教育学・学校管理法などのいわゆる教職専門科目をはじめ教授するようになったことである。師範学校固有の学科である教職専門科目のはたす役割への注目が本格的になされた我が国最初の師範学校教則である。教育専門の諸学科を確立し、それによって教員養成教育の内実を裏うちしようとする志向が強く示されており、教職の専門性意識の確立へ向かって大きく前進する可能性が開かれた、と言える。

(9) 明治15(1882)年から一部仮施行され、16年8月から正式に全面施行された教則は、「小学教則綱領」(14年5月)・「小学校教員心得」(同年6月)・「学校教員品行検定規則」(同年7月)および「師範学校教則大綱」(同年8月)等文部省の一連の反動的儒教主義教育政策に基づいて改正されたものであった。このため、これまでみられた教職の専門性の自律的形成への志向は制約され、啓蒙主義的教師像の追求路線からの後退がみられる。例えば、この教則改正にあたってベースの1つとなった「小学校教員心得」は、以下にみられるとおり、きわめ

て儒教主義の色を濃くしたものであり、先に紹介した師範学校作成「小学教師心得」(明治6年5月)とはその性格が大きく異なっている。

小学校教員心得⁽⁹⁾

小学校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ関シ、普通教育ノ弛張ハ国家ノ隆替ニ係ル、其任タル重且大ナリト謂フトシ。今夫小学教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊

王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ。小学教員タル者宜ク深ク此意ヲ体スヘキナリ。因テ其恪守実践スヘキ要訣ヲ左ニ揭示ス。苟モ小学教員ノ職ニ在ル者夙夜匪懈服膺シテ忍忘スルヲ勿レ。

明治14年6月 文部卿福岡孝弟

一人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス。故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニカヲ用ヒ生徒ヲシテ

皇室ニ忠ニシテ国家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ

一智心教育ノ目的ハ専ラ人々ヲシテ智職ヲ広メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ尽スニ適当ナラシムルニ在リ。豈徒ニ声名ヲ博取シ奇行ヲ貪求セシメンカ為メナランヤ。故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ体認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ従事スヘシ

一身体教育ハ独リ体操ノミニ依著スヘカラス。宜ク常ニ校舎ヲ清潔ニシ光線温度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ予防シ以テ之ニ従事スヘシ

一鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ノ懐クヘカラサルハ人々皆然リト雖特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス。蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身体ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ実効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ偷安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ。

一学校管理上ニ欠クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神委靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス。又生徒教授上ニ欠クヘカラサル許多ノ勞力ハ身体孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス。是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務ヲ尽スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ。

一教員タル者ハ唯小学教則中ニ掲グル所ノ学科ニ通スル

ノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ学科ニ涉ランヲ要ス。苟モ此ノ如クナラサレハ^{たか}倏チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ学校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ。

一教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ学識ヲ広メ以テ其心志ヲ練磨センヲ務ムヘシ。否ラサレハ決シテ教授ノ実効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス。蓋シ我力練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未ダ曾テ之アラサルナリ。

一師範学校等ニ於テ嘗テ学習セシ所ノ教育法ハ概テ其様子タルニ過キサルモノナリ。故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センヲ務ムヘシ。

一人ノ心神及身体ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト経験トニ由テ其原理實際ニ精通センヲ要スヘシ。否ラサレハ^な命令致々^な々トシテ教育ニ従事スルモ遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ル、^な能ハサルナリ。

一学校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス。故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ^{つよび}審ニシ通義公道ヲ弁シ且事ヲ^な処スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ^な諳練セサルヘカラス。

一枝則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス、兼テ生徒ノ徳誼ヲ^な勧誘スルノ要具タリ。故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ^な体認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス。

一熟練、懇切、^な勉勉ノ三者ハ亦教育上ニ欠クヘカサルノ美事タリ。故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ^な従フトキハ^な独り教授ノ実効ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ^な感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ。

一学校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、^な勉励等ノ諸徳ニ由ルヘシ。蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス、忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス、威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス、懇誠ニアラサレハ衆ヲ^な懐ル能ハス、^な勉励ニアラサレハ事ヲ成ス能ハス。

一生徒若シ党派ヲ生シ争論ヲ^な發スル等ノ事アラハ之ヲ^な処置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラシム要ス。故ニ教員タル者ハ常ニ寛厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ^な涉リ^な執拗^な矯激ノ言論ヲナス等ノ^なコアルヘカラス。

一人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ^な俟タスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス。否ラサルトキハ^な独り幼童ノ徳性ヲ^な涵養シ^な善行ヲ^な誘掖スル^な能ハサルノミナラス却テ其天賦ノ^な戕賊スルニ至ルヘシ。蓋シ幼童ノ中心タル至^な虚至^な冲ニシテ^な外物ノ為ニ^な感染セラル、^な極メテ^な鋭敏ナレハナリ。

一教員タル者ノ品行ヲ^な尚ク^な学識ヲ^な広メ^な経験ヲ^な積ムヘキハ亦其職業ニ^な対シテ^な尽スヘキノ務ト謂フヘシ。蓋シ品行ヲ^な尚クスルハ其職業ノ品位ヲ^な貴クスル所以ニシテ学識ヲ^な広メ^な経験ヲ^な積ムハ其職業ノ光沢ヲ^な増ス所以ナリ。

明治16年8月のこの教則を12年2月の教則と比較してみると、①全分野にわたる儒教主義修身を強調していること、②「普通学」の教授内容の、学問的レベルからの後退と小学校教材への密着、③教授法と各学科の教授内容との分離的把握などを主な特徴点として指摘することができる。

(10) 総じて、12年2月の教則改正までは、政府・文部省による（東京）師範学校の教育に対する統制政策はみられず、教師の教養の追究は教職の専門性の形成への自律的志向の努力に基づいてなされてきたといえよう。これに対して、15年以降においては、政府・文部省の政策転換に伴い、他律的・外在的要因による教則の改正という性格が目立ち始める。こうして、開拓者精神に満ちた自律的な師範学校教育の発展の可能性は、次第に乏しくなっていたのである。

2 教職専門科目の位置づけと役割

明治前期の東京師範学校教則における教職専門科目の位置づけと役割の変化について簡単にまとめると、次のようになる。

(1) 創立当初は、授業法が唯一の学科であった。しかし、そこで伝習された授業方法は、授業の外形的パターンであった。⁽¹¹⁾

(2) 6年6月制定の余科教則の初等に「学校規則」が兼習学科として示されている。御雇外人教師スコットは、授業法のほかに学校管理法も教授していたようである⁽¹²⁾。

(3) 7年4月・同年11月・8年3月の教則では、第2級に「授業法」の講義を置き、第1級に附属小学校における「実地演習」を置いている。また、7年4月から、我が国最初の翻訳教育書『^な百科^な教導^な説』(明治6年9月文部省刊行、英人W. Chambers, "Encyclopedia", 1859~68のうち教育の部を^な箕作^な麟祥が翻訳したもの)が、授業法の時間の教科書として使用されている。

(4) 8年9月の教則改正以降は、最後の全学期をすべて「実地授業」にあてるシステムをとるようになった。「実地授業」という用語は、この時から使われはじめたものである。

(5) 以上のように、伊沢・高嶺がアメリカへの留学から戻って指導にあたる明治11(1878)年前後までは、教則上における教職専門科目は、専ら授業法の伝習と附属小学校での実地授業のみで、このほか時間外に西洋教育書

を翻訳して生徒に教授していたようである。このへんのことについて、東京文科大学・東京高等師範学校『創立六十年』は、次のように記している。

「創設当初の約五箇年間は、我が国旧来の伝統的教育法を一新して専ら欧州の小学教育の實際を伝習せんことに努めたのである。即ちまづ實際を急として理論に及ぶ余裕がなかった。……スコットの実地指導の後は之を伝習せる卒業生中、本校職員として止まれる金子尚政（6年7月第1回卒業生——筆者註・以下M6・7①と略記）・城谷成器（M6・7①）・安場正房（M7・6②）・榎木寛則（M8・1④）・若林虎三郎（M8・7⑦）等が之を翻訳して伝授したるに過ぎなかった。随って、当時使用した参考書の如きも次の如き極めて近易なるものであった。

- 1 英人チャンブル著・箕作麟祥訳『百科全書 教導説』（明治9年6月刊）
- 2 米人ウィッケルンサム著・箕作麟祥訳『学校通論』（7年4月刊）
- 3 米人ヒロビブリアス著・西村茂樹訳『教育史』（8年2月刊）
- 4 米人J. S. ハート著・蘭人ファン・カステール訳『学室要論』（9年6月刊）
- 5 米人ノルゼント著・ファン・カステール訳『教師必読』（9年7月刊）
- 6 米人S. P. ページ著・西村茂樹訳『彼日氏教授論』（9年12月刊）
- 7 米人ノルゼント著・小泉・四屋井訳『那然氏小学教育論』（10年1月刊）
- 8 米人メイヒュー著・河村重固他訳『日米氏教育全編』（18年8月刊）

此の外注意すべきことは、当時学制頒布後、教育制度未だ確立せず総てが試行時期であるから、大に海外の事例を参照せんとして之を知るに努めたことである。之に関しては文部大輔田中不二麻呂の著『米人教育視察書』『理事功程』等は共に有力なる参考となった。

(6) 伊沢・高嶺によってアメリカのノーマル・スクールで実地に学びとられた教育理論に基づいて編成された12年2月の教則では、教職専門科目として「心理学」「教育学」「学校管理法」が新しく設けられた。「心理学」の教授内容は「智、表現力、再視力、反射力、道理、情欲、性、望、愛、意及ヒ徳」と指示されており、教科書としてヘブソ著・西周訳『愛般氏心理学』（全2冊、明治11年2月刊）が用いられた。「教育学」の教授内容は「心育智育体育ノ理、実物課、読方、作文、書法、画法、算術、地誌、歴史、及ヒ唱歌等ノ教授法ヲ講授ス」と指示され、「学校管理法」の教授内容は「学校管理ノ目的、校

具整置法ノ分級法、課程表製法、校簿整頓法、器械校舎、園庭等ニ関スル諸件及ヒ生徒躰方等」と指示されており、両科目の教科書としてカリー(Currie)の“Common School Education”が指定されている。その外に、スペンサー、ジョホノット、ポイデン等の著書が講じられた。伊沢の教育学・学校管理法の講義録『教育学』（明治15年）やヘブソの『心理学』等心理学に依拠したこの時期の教育学、心理学は、「当時の啓蒙の思潮のなかで、啓蒙の志向をもった教育学であった」。

(7) 16年8月に改正された教則では、教職専門科目は、「心理」「教育学・学校管理法」「実地授業」の3つで、学科目に変化はないが、「教育学・学校管理法」に初めて日本教育史が登場した。

(8) 教職専門科目が近代教育学と結合して教員養成教育の内実を裏うちするために注目されはじめたのは、以上みてきたように12年2月教則においてであり、それ以前の授業法・実地授業は理論から分離された形式・手順としての性格が強かった。

16年以降の教則において教職専門科目といわれる領域がどのように変化していくかは、今後に残された研究課題である。

3 「普通学」の内容とその程度

明治前期の東京師範学校における「普通学」の領域については、概ね次のようなことが言える。

(1) この領域は、今日の（教員養成）大学のカリキュラムに見られるような教科専門教養科目と一般教養科という2分野には、まだ分化されていない。

(2) 内容とその程度は、中学校における教科内容とその程度が一応の基準と考えられていたようである。

(3) 「普通学」の内容を分析してみると、自然科学、数学関係の分野が一貫して重視されていたことが判明する。これが、大きな特徴点である。教則を改正する度に、当時翻訳出版された啓蒙的科学書をいち早く教科書として採用している。

科学教育重視の方針は、明治10年代に入ってから、実験を中心とする〈開発主義〉教授法の普及に伴いそのまま継続された。例えば、10年代前半から半ばにかけての各年度の『東京師範学校年報』（各年度『文部省年報』所収）をみると、器械、標本、薬品、書籍の購入量の増加は著しく、その充実ぶりは、外のどの中学校よりも勝っていたようである。

4 修身の性格と位置づけの変化

10年代前半までの教則とそれ以降のそれとの違いを最も端的に示す学科として「修身」をあげることができる。

そこで、「修身」の性格と位置づけの変化を簡単にみておくことにする。

(1) 師範学校創立に際して文部省が正院に提出した「小学校教師教導場ヲ建立スルノ伺」(明治5年4月)書面中で、文部省は、従来の儒教関係の書を「弊」と決めつけて次のように述べている。

「或ハ稀ニ学校ノ設アリテ其公ト云ヒ私ト云フモ其教ニル所大概従来之風習ニシテ亦成規アルコトナシ。其之ヲ教ニルモノ四書五経也。タトヒ勉勵シテヨク之ヲ暗誦ストモ今日ニ用アル何ニ有ル。是亦其不学モノト相去ル一聞」。

このように、儒教道徳は全面的に否定されている。

(2) 開校後も、授業は「一切西洋小学ノ規則ヲ以テ」進められ、徹底した洋式教育で貫かれていたため、儒教道徳は全く顧みられなかった。

(3) 10年代前半までの教則において「修身学」が登場す

るのは、7年4月、8年9月(但し、自習)それに10年7月教則だけである。しかも、その教授内容は、ウェーランド著・阿部泰蔵訳の『修身論』であった。これは、儒教主義道徳とはおよそ異質なものであることは言うまでもない。明治10年前後の修身に対する東京師範学校当事者の認識を如実に物語るエピソードがあるので、紹介しておこう。「当時、中学師範学科生徒は、教科書中に論語のないことを遺憾とし、之を採用せられんことを学校に請願したが容れられず、生徒の有志者が相集って論語・孟子等を講究した云々」。

(4) 大改正された12年2月の教則においても、修身の扱いは軽く、次のように指示されているにすぎない。「修身学・日本法律等ハ時々講義ヲ以テ之ヲ授ク。故ニ課程中別ニ其科ヲ掲載セス」と。

(5) これらに対して、16年8月改正の教則は、修身の性格と位置づけにおいて大転換を示した。

表

入学試験の科目・書名・方法

① 明治5年9月

科目	日本史	漢史	漢史	文章	作文	算術	体格	
書名	大日本史	春秋左氏伝	資治通鑑	唐宋八大家文	策論	加減乗除ヨリ		
方法	講義・質問	講義・質問	講義・質問	講義・質問	漢文和解	比例ニ至ル		

② 6年10月

科目	日本史	漢史	漢史	物理学	作文	算術	体格	履歴
書名	日本政記	春秋左氏伝	資治通鑑	物理階梯	策論	※		
方法	素読・質問	講義	素読・質問	質問	漢文和解		試験	訊問

③ 7年2月

科目	日本史	漢史	文章	物理学	作文	算術	体格	履歴
書名	日本政記	史記	文章軌範	物理階梯		※		
方法	講義・質問	講義・質問	講義・質問	質問			試験	訊問

④ 7年11月

科目	日本史	漢史	文章	物理学	作文	算術	体格	履歴
書名	皇朝史略	綱鑑易知録	文章軌範	物理階梯				
方法	講義・質問	講義・質問	講義・質問	質問		※	試験	訊問

⑤ 8年6月

科目	日本史	漢史		物理学	作文	算術	体格	履歴
書名	日本政記	綱鑑易知録		物理階梯	翻訳体	※		
方法	講義			質問			試験	訊問

⑥ 8年11月

科目	日本史	日本史	漢史	物理学	作文	算術	体格	履歴
書名	日本政記	皇朝史略	綱鑑易知録	物理全志		※		
方法	講義	講義	講義	講義			試験	訊問

⑦ 11年5月

科目		漢文		作文	算術	体格	履歴
書名		訓点					
方法						試験	訊問

⑧ 12年9月～16年8月

科目	日本歴史	和漢文	物理学大意	英文	算術全体 代数初歩	日本及ヒ各国地誌
----	------	-----	-------	----	--------------	----------

※

「明治七八年ニ至リ（中略）算術ハ漸ク開平法及代数ニ進ミタリ」（『自第一学年至第六学年東京師範学校沿革一覽』明治13年，18ページ）。

すなわち、従来きわめて軽く扱われてきたのに対して、一転して首位学科に置かれ、教科書として『小学』『論語』『大学』『中庸』『近思録』『新撰立礼式』が使用されることになった。儒教主義一色の内容である。

しかも、重要なことは、この内容は、単に修身一学科に止まらず全学科の内容に決定的に大きな影響を及ぼしたことである。

5 入試科目の変化

(1) 明治5年9月の第1回より16年までの入学試験科目と書名および方法は表にまとめたとおりである。

(2) 最初の入学試験は、日本史・漢史の和漢書がその大部分をしめている。漢学が当時のほとんど唯一の一般教養であったことをよく示している。その結果、逆に、自然科学関係の科目は、全くみられない点が目につく。

(3) 6年10月、物理学が初めて加えられた。『物理階梯』は当時の代表的な上等小学レベルの物理学教科書である。この程度の物理学の知識が素養として要求されたわけである。「和漢文+物理学+算術の初歩」という入試科目の構成は、12年2月の教則改正まではほぼ変わらずに続く。

(4) 12年9月の入学規則改正により、同月の入学試験から小学師範学科と中学師範学科の試験内容を同一にし、入学時における所属学科の区別をしないことにした。資料がなくて断定できないが、おそらく予科2年終了時にコースの選択をするシステムだったのではないと思われる。入試科目には、英文、日本及び各国地誌が加えられ、数学が算術と代数の2科目に分立してその比重を増した。

(5) 16年8月の教則改正によって入試規則がどのように規定されたかは、残念ながら資料の欠落により知ることができない。

(6) 入試科目は、教則の整備・充実に対応して次第に増加している。追加された主な科目は、物理学（6年10

月）、英文（12年9月）、代数（同）である。学問・文化の発展に伴い、これらの科目に関する素養・基礎知識が入学生徒に求められたわけである。

6 生徒の気風

当時の生徒の気風について概観しておこう。明治前期の東京師範学校の校風をいっそう鮮明に浮き彫りにすると思われるからである。

(1) 6年5月、寄宿舎の舎則が初めて制定された。その内容は、「寝衣着換室内掃除ノ事ヨリ私席錯乱行燈楽書ノ禁ニ至ルカ如キ些細ニ涉テ以テ之カ制禁ヲ立テシ故ニ、其係数二十七ノ多キニ及ヒシ也」というものであったが、同校で同時に制定された「小学校教師心得」（既に第1章で紹介）と同様、国家への忠誠の義務・儒教道徳による規制などが全く見られない点に注目しておく必要がある。舎則は、以来8年9月、10年7月、11年7月と改定の度毎に簡略になり、その方向は16年まで続いた。

(2) 当時の「寄宿舎内は大体に於て自由闊達の気風が漲っていた」という。寄宿舎の監督・舎監・幹事も、すべて生徒の中から選ばれていた。

(3) 明治10年代前半は、自由民権運動が高揚し、全国各地の師範学校においてはそれに参加する生徒が少なかったが、文部省直轄の東京師範学校生徒にもその影響は及んでいた。そのへんの様子について『創立六十年』は次のように述べている。

「抑々明治十年前後は諸般の新政漸く緒につき、泰西諸家の学説相次いで輸入せられ、政治に教育に新興の気運が澎湃として漲り、まさに明治文化の輝く黎明期であった。当時一般社会には頻りに政論が流行し、自由民権国会開設等の論議朝野を圧するの趣があったが、此の世情に刺戟せられ、東京師範学校寄宿舎生徒の間にも屢々討論会・政談演説会等が行はれ、山下・新力・野尻精一等は、これが中心となって活動した。かくて13年6月6日寄宿舎会の組織成り、毎月第1、第3土曜日を其の会

合の定日とし、帰舎時限より十時まで講説討論を行った^例」。

このように、10年代前半までの東京師範学校の生徒の間には自由闊達の気風が支配的であったようである。

(4) だが、16年8月に制定された「生徒心得」は、「他日人ノ師表トナルヘキモノナレハ(中略)完全ノ人トナルヘキヲ期セサルヘカラス^例」と前置きして、「忠孝」「尊皇愛国」「長上ニ敬シ朋友ニ信アリ」「礼儀」「謹密」「嚴肅」など儒教主義あるいはその傾向の強い徳目を列挙するに至った。ここに、師範学校生徒に求める人間像が一変したのである。ここにおいては、啓蒙的主知主義的資質を生徒に求める姿勢は著しく後退している。

やがて明治20年代の後半を迎える頃には、いわゆる<師範型^{タイプ}>の教員を養成する機関として師範学校は機能してゆくことになるのである。

7 今後の研究課題

東京師範学校における教育実践が各府県立師範学校にどのように普及していったか。府県立師範学校ではそれをどのように受けとめて、地域の小学校教師を養成していったか。そこで追求された教師像はどのような性格のものであった。——これらを総合的に検討して、師範学校制度の確立過程を詳細に跡づけていく仕事が、次に残された課題である。

註

- (1) 「揺籃期の東京師範学校の教育課程(1)——明治前期教員養成史研究——」(『長野県近代史研究』第10号, 1981年)。「一般・専門教養科目、兼修・選択制から必修制へ——東京師範学校の教育課程(明治6年~11年)の分析——」(『長野県短期大学紀要』第37号, 1982年)。「オスウィーゴ運動と東京師範学校の改革(1879年)」(『長野県短期大学紀要』第35号, 1980年)。

- (2) 「小学教師教導場ヲ建立スルノ伺」明治5年4月。
 (3) 『自第1学年至第6学年東京師範学校沿革一覽』明治13年, 8ページ。
 (4) 明治6年5月, 師範学校作成。ルビは筆者。(なお, 当時はまだ東京師範学校とは称していない)。
 (5)(6) 註(3)の9ページ。
 (7) 「本校ハ小学并ニ中学授業ノ方法ヲ学フ処ナリ。然レモ方今学問ノ地位未タ此ニ至ラス。先ツ小学并ニ中学教員タル可キ学科ヲ教授シ之ヲ卒業シタル後ニ授業方法ヲ教フル者ナリ云々」(明治8年9月制定「通則」第1条)。「本校ハ専ラ小中学授業ノ方法ヲ教ユル所ナリ。然レモ先ツ小中学教員タル可キ学科ヲ教授シ後ニ授業方法ヲ実地ニ練習セシムル者ナリ」(明治10年7月改正「通則」第1条)。傍点は、いずれも筆者。
 (8) 傍点は筆者。
 (9) ルビ, 句読点はすべて筆者。
 (10) 稲垣忠彦「明治期における授業定型の形成」(『教育学全集』4, 小学館)など参照。
 (11) 東京文理科大学・東京師範学校『創立六十年』190ページ。
 (12) 註(1)の193—195ページ。傍点は筆者。
 (13) 註(1)の195—197ページ。
 (14) 稲垣忠彦『教育学説の系譜』国土社, 14ページ。
 (15) 註(14)は、そうした研究の1つである。
 (16) 板倉聖宣「最初の科学教科書と師範教育」(板倉聖宣『日本理科教育史』第2章第3節)。
 (17) 註(1)の214ページ。
 (18) 註(3)に拠る。
 (19) 註(3)の19ページ。
 (20) 註(1)の363ページ。傍点は筆者。
 (21) 註(1)の388ページ。
 (22) 傍点は筆者。

(1983年9月記)